

原子力規制委員会

平成25年度第2回政策評価懇談会

平成25年7月16日（火）

原子力規制庁

原子力規制委員会

平成25年度第2回政策評価懇談会 議事録

1. 日時

平成25年7月16日（月）10:00～12:04

2. 場所

中央合同庁舎4号館 1214特別会議室

3. 出席者

政策評価懇談会委員

飯塚 悦功 東京大学名誉教授

城山 英明 東京大学政策ビジョン研究センター長 法学政治学研究科教授

鈴木 基之 東京大学名誉教授 東京工業大学監事

田尾健二郎 前国家公安委員 元広島高等裁判所長官

町 亞聖 フリージャーナリスト

原子力規制委員会

田中 俊一 委員長

大島 賢三 委員

原子力規制庁

池田 克彦 長官

佐藤 暁 政策評価・広聴広報課長

金子 修一 原子力防災課長

室石 泰弘 監視情報課長

田口 達也 技術基盤課課長補佐

4. 配付資料

政策評価懇談会委員名簿

資料1 平成25年度事後評価書（平成24年度に実施した政策の評価）

資料2 平成24年度実施施策の事後評価の考え方

資料3 平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

資料3参考 原子力規制庁の体制と所掌事務及び測定指標

資料4 平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表のポイント

参考資料1 平成24年度原子力規制委員会年次報告

参考資料2 実用発電用原子炉に係る新規規制基準について－概要－

参考資料3 平成24年度実施施策に係る事前分析表

○佐藤課長

それでは、定刻になりましたので、ただいまより平成25年度の第2回原子力規制委員会政策評価懇談会を開催いたします。

進行は、鈴木座長にお願いいたします。

○鈴木座長

それでは、早速、議事に入らせていただきたいと思います。

まず、本日の配付資料の確認を事務局のほうでお願いいたします。

○佐藤課長

はい。紹介遅れましたけども、私、事務局の政策評価・広聴広報課長の佐藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最初に配付資料の確認をさせていただきたいと思います。本日、資料は4つございます。まず最初が資料1ということで、「平成25年度事後評価書（平成24年度に実施した政策の評価）」ということで、3枚紙の表のようなものがございまして、1枚目が両面刷りでございますけれども、2枚目、3枚目は片面刷りになっています。

続きまして、資料2でございますけれども、「平成24年度実施施策の事後評価の考え方」ということで、これは横になっています。パワーポイントの資料でございます。両面刷りで16ページのものであります。

続きまして、資料3でございます。「平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表」ということで、こちらまた3枚ものございまして、こちらはいずれも両面刷りの3枚ものになっております。それで、この資料3の参考ということで、A3の横長の紙が1枚、片面刷りですけれども、こちら、「原子力規制庁の体制と所掌事務及び測定指標」というものがございます。

それとあと、資料4というものでございまして、「平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表のポイント」ということで、こちらもパワーポイントの資料で、両面刷り7ページのものでございます。

それとあと、参考資料が3種類ございます。一つが、参考資料1ということですが、机上に委員の方にお配りしているものには、特に「参考資料1」と書いてなくて、小冊子、白表紙の冊子になっていますけれども、こちらの年次報告書でございます。「原子力規制委員会年次報告書」ということで、いわゆる平成24年度の原子力規制委員会が何を行ったかということで、こちらについては国会に6月に報告させていただいております。これが参考資料1ということで、続きまして、参考資料2ということで、「実用発電用原子炉に係る新規制基準について－概要－」ということで、こちらはパワーポイントの資料で、両面刷り25ページのものでございます。そして最後に、参考資料3ということで、「平成24

年度実施施策に係る事前分析表」ということで、こちらも3枚紙で、両面刷りのものが3枚というものでございます。

以上が配付資料でございます。過不足ございましたら、今御連絡いただければと思いますけれども、よろしゅうございますか。

○鈴木座長

よろしいでしょうか。

それでは、本日の議事に入りたいと思いますが、本日は、議事次第にありますように、平成24年度の実実施策の事後評価について、そして平成25年度、本年度ですが、実施施策の事前分析についてと、この二つが主要な議題となっております。

24年度の実実施策の事後評価といいましても、前回の4月の初めに開かれましたこの会議で、その平成24年度の事前分析を行うという、立ち上がりの時期でもありましたので、規制委員会も大変お忙しいところを、こちらのほうも立ち上がったばかりということで、御記憶に新しいかと思いますが、事前分析というようなものをさせていただいて、それに伴う24年度の事業評価、若干ハウスキーピング的な感じがないでもないのですが、そういうことでこの表が準備されております。これにつきまして、それでは事務局のほうから、まず議題1、説明をお願いいたします。

○佐藤課長

それでは、議題1につきまして、資料1と資料2、それと、もしよろしければ、参考資料1の年次報告、あるいは、後ほどまた御説明します参考資料2の新規制基準、そして参考資料3が、今、座長から御紹介ありました今年の4月ですけれども、24年度の実実施策に係る事前分析表というものでございます。この資料1というものが、こちらの参考資料3で御意見をいただきました24年度の前分析表を踏まえた評価というものでございます。いつもながら、こういった表の形になってございますけれども、この様式は、いわゆる各府省が各々評価をした上で総務省に提出する様式ということでございますので、多少形式ばってございますけれども、御容赦いただきたいと思っております。

そういう意味で、資料1の御説明をするに当たっては、資料2とか、年次報告書なども御覧いただきながら、御意見を賜ればと思っております。

それで、特に本日御意見を賜りたいのが、資料1の様式の中の、まず1ページ目、「測定指標」がございまして。こちらの測定指標自身は事前分析表で項目として挙げたところでございますけれども、これの「実績」というところで、施策の進捗状況などについて、今回、私ども事務局のほうで実績を記したところでございます。この測定指標に対する実績とあわせて、その評価結果ということで、総括もさせていただいております。それらについて、本日、御意見を賜ればと思っております。

それで、多少おさらいを兼ねて、この原子力規制委員会の施策について御紹介させていただきたいと思えます。

資料2のパワーポイントの資料ですけれども、2ページを御覧いただければと思えます。こちらに、「政策目標と施策の関係」というものがございまして。規制委員会においては、これは4月にも御紹介させていただきましたけれども、本年1月に政策体系、政策目標などを委員会のほうで決定させていただいております。この2ページ目の資料でいきますと、政策目標の上位目標、あるいは施策目標、中位目標、こうしたものは委員会のほうで今年の1月に、まずは規制委員会の目指すべきところということで、委員会で御審議いただいて決めたところがございます。それに基づいて、達成すべき成果とか、あるいは実施すべき具体的成果というようなものを、ある意味、例示も含めて御紹介させていただいております。

そうしたものでございまして、その2ページの下の3ページを御覧いただきますと、規制委員会の基本方針と活動状況ということでございまして、私、今申し上げたとおり、今年1月9日に、「原子力に対する確かな規制を通じて、人と環境を守ること」を組織の使命として掲げ、独立性、実効性、透明性、専門性、即応性に関する五つの活動原則とともに、原子力規制委員会の組織理念として決定したということでございまして、24年度でございますれば、毎週水曜日の定例会を含めて、35回、委員会を開催しまして、さらには、個別施策については、規制委員、規制庁職員、外部有識者から構成される検討チーム、17チームでいろいろ個別施策を検討させていただいたところがございます。

それで、このパワーポイントの4ページ以降が、先ほど2ページで申し上げました三つの施策目標、原子力施設の安全確保、事故時の影響緩和、そして行政の信頼確保、それぞれの三つの柱について、一つずつ、24年度は何をやってきたかということをも御紹介させていただきたいと思えます。

それでいきますと、このパワーポイントの資料と、あと資料1のほうで御覧いただきますと、1枚目の1ページ目と2ページ目と、この部分がまず最初の原子力施設の安全確保に係る部分でございます。

またパワーポイントの資料にお戻りいただいて、まず安全確保につきまして、一つ目はまず規制の見直しということでございます。これにつきましては、福島第一原子力事故を踏まえて、シビアアクシデント対策も含めた新しい規制基準を検討中と。検討中となっておりますのは、平成24年度ということもございまして、検討中となっております。

それで、24年度に行いましたこととしては、2月に骨子案についてパブリックコメントを募集しまして、さらに規制の条文案の形で1カ月のパブリックコメントを募集し、7月までに施行予定ということで、こちらにつきましては、具体につきましては、ニュースなどで御承知されているかと思えますけれども、7月8日、先週、実際に施行されたところがございます。

それで、規制につきましては、こうした発電所の規制基準のみならず、核燃料施設や試験炉などについても、本年の12月までの施行に向けて、24年度においては策定作業を開始しましたところであり、規制全体で実現しようとする安全規制ではなくて目標につきましても、議論を24年度に開始したところでございます。

それでパワーポイントの5ページでございますけれども、こうした規制の見直しとともに、福島第一原子力発電所の事故対応ということも進めてまいりました。まず、24年11月に、福島第一原子力発電所を「特定原子力施設」に指定いたしまして、これにつきましては、実際に講ずべき事項などを提示し、それを踏まえて、東京電力から提出された実施計画について、これは有識者を含めた会合、「特定原子力施設監視・評価検討会」において審議を進めているところでございます。こちらにつきましては、現在も審議を進めております。

こうした特定原子力施設の検討に加えて、福島第一原子力発電所はいまだにリスクの高い状態が続いております。昨年度でいきますと、電源設備の一部停電、あるいは地下貯留槽からの汚染水の漏えいなどがございます。そうしたものにつきましても、こうした特定原子力施設監視・評価検討会においても、対応の適切性について審議を進めているところでございます。

次に6ページ目でございます。こうした規制基準や福島第一の対応のみならず、三つ目として、発電所敷地内の破砕帯調査、これもニュースなどでお聞き及びと思えますけれども、進めているところでございます。規制委員会発足前の調査状況、これは原子力安全・保安院時代ですけれども、こうしたものも踏まえて、現在、敦賀発電所、東北電力の東通発電所、関西電力の大飯発電所の調査を実施中でありまして、これは24年度でございますけれども、この調査に当たっては、外部有識者や事業者からも意見を聴取した上で、科学的・技術的な根拠に基づき評価するというところでございます。

それに加えまして、原子力施設の安全性の点検、四つ目として掲げてございます。これはもう定期的に行っていかなければいけないということで、電気事業法や原子炉等規制法、いわゆる法律に基づきまして、18施設、5施設——電気事業法で18施設、原子炉等規制法で5施設で定期検査を実施しておりますし、こうした定期検査のみならず、原子炉等規制法に基づく保安検査というものを実施しております。なお、こうした原子炉等規制法に基づき、法令に基づいて報告をしなければいけない報告トラブルというものは、昨年度でいきますと7件ございました。

ということが、昨年度の主な、この原子力施設の安全確保に関する取組として、実績がございます。

それで、今日は、特に規制の見直しの新しい規制基準につきましては、担当部署が参っておりますので、参考資料を使って、規制基準の、具体的な中身というよりは、その作成の考え方やプロセスについて、少し資料を使って説明してもらおうと思っております。

では、基盤課、お願いします。

○田口課長補佐

技術基盤課の課長補佐の田口でございます。よろしくお願いします。

参考資料2というパワーポイントを使って、規制基準の、特に策定のプロセスについて御説明をさしあげます。この資料は、地元の行政の方々に基準の概要をわかりやすく説明するという目的で作ったものでございます。全体25ページにわたりますけれども、割愛して御説明をいたします。

まず最初の1ページ目、2ページ目を御覧ください。これらは、実は基準を作る前提の説明でございます。まず1ページ目が、そもそも昔の、従来の規制のどこに問題があったのかということで、下に丸が五つあるうちの1番目と2番目が特に大きな点でございました。これは、一つはシビアアクシデント対策、いわゆる炉心損傷が起きるような、こういう事故が起きたときの対策というのが、規制で要求をされておらず、事業者の自主的対応に委ねられていたということ。それから2点目、過去に一旦設置を許可された原発は、その後、その許可がずっと有効ということになっておりまして、昭和50年とか40年とか、そういう時代に一旦認められると、その後新しい知見が出てきても、その古い原発に命令を出せない。それは、法律上、そういう命令を出す規定がなかったという、こうした2点が特に法律上の問題点として指摘をされておりました。

したがって、まず法律改正をしまして、2ページ目ですけれども、この法律自体は24年6月に公布をされております。下の丸の2点目、3点目が今申し上げたことに対応するのですけれども、シビアアクシデントを規制でしっかりと要求するという、それから古い原発にも新しい知見を反映させられるような法律上の規定を作ったということ、こういったことをしまして、法律の枠組みとしては弱点を解消したということでございます。ただし、上の四角の2個目のポツにありますけれども、この法律は24年6月に公布されましたが、施行は原子力規制委員会が設置されてから10カ月以内の政令で定める日ということになっておりまして、したがって、この施行に向けて、規制委員会が設置されて10カ月の間に、必要な詳細な基準を作る必要がございます、そういう前提で規制基準の策定を行いました。

この「規制基準」と我々が呼んでおりますのは、法令のレベルで言いますと、法律の下の政令の、さらに下の省令、規制委員会ですと「委員会規則」と言いますが、このレベルの縦書きの文書を作るという作業をしたものでございます。

3ページ目に参りまして、プロセスでございます。真ん中の上の四角、基準検討チームでの検討、これを公開で行いまして、基本的にはここで検討をしております。担当の更田委員をヘッドに、規制庁職員、それからJNES（独立行政法人原子力安全基盤機構）職員も議論に参加をいたしまして、あと外

部の有識者の方にも入っていただきまして、20回以上にわたりまして議論を行っております。この議論の様子は全てインターネットで同時中継を行っておりますし、資料も動画も含めて全てネット上に載っておりますので、誰でも後からチェックができるという透明性を維持しながら検討を行ってまいりました。

検討の過程で、被規制者からの意見聴取もした上で、先ほど申し上げたように、基準は最後は法令の形になって縦書きになりますので、縦書きですと一般の人が見てもわかりにくいということで、まず骨子というものを取りまとめました。これはA4の横書きの文書で、いわゆる報告書のような、誰が見ても全体像がわかるような形でまとめたものでございます。

それで、この骨子の形でまず3週間、パブリックコメントをいたしました。その後、その意見を踏まえて骨子を固めまして、今度、法令形式に書き換えて、改めてまた1カ月間パブリックコメントをして、その上で7月8日に施行したものでございます。規則を作るときは、行政手続法に基づいて必ずパブリックコメントをしなければいけないのですけれども、法に基づくパブリックコメントというのは、この二つ目の法令形式にしてから行ったもの、これが行政手続法に求められているパブリックコメントでございます。逆に一つ目のほうは、法令上の要請ではありませんけれども、任意で行ったものでございます。このように2回パブリックコメントをやりまして、そういった意見に対する考え方も明確にしながら基準を検討いたしました。

次のページに、基準を作るに当たっての基本的な考え方、特に福島事故との関係を書いてございます。ピンク色の①、②、右のほうに行っていただきまして、③、④、⑤、⑥、⑦となっておりますのが事故の進展でございます。それで、黄色い四角の二つが、この事故の進展から学ぶべき教訓を2点に集約したものでございます。

まず、事故の進展として①番ですけれども、地震によって外部の電源がなくなりました。外部の電源がなくなると、発電所の中に、自ら発電できる非常用のディーゼル発電機というものが2台ございまして、通常、外からの電源がなくなると中で発電をするのですけれども、これが②番にありますように、津波で全てなくなってしまって、したがって電気がなくなりました。したがって、多くの設備は電気を使って動く設備ですけれども——発電所の中の設備はそうですけれども——これが電気がなくなったことによってほぼ動かなくなってしまいまして、そして炉心を冷やし続けることができなくなったわけでございます。炉心を冷やし続けるというのは、外から圧力容器の中に注水をし続けるということですが、これができなくなってしまいました。一定時間は、電気がなくても動く注水のための設備が、2号機、3号機は動いておりましたけれども、これもやがては止まってしまいまして、それで③番、④番、⑤番、⑥番とありますように、注水ができなくて炉心が空気中、表面に

露出をして、普通は水中にあるのですが、露出をして、溶けて、水素が発生して、最後は水素爆発に至ったということでございます。

この流れの中で、教訓の一つ目が、まず左の黄色ですけれども、地震とか津波といった一つの原因で複数の安全機能が一齐に喪失をしてしまったと、こういうことは設計上防ぐべきことですが、これが地震と津波の想定が甘くて、特に津波の想定が甘くて、起きてしまったということで、こういう一つの原因での安全機能の一齐喪失を防げなかったというのが一つ目の教訓だと考えております。

それから次が右の四角ですけれども、そういうことが起きて、シビアアクシデントが起きるという状態になったときに、この絵の番号にありますように、シビアアクシデントが順次進展をしていくわけですが、これを途中で食い止めることができなかった。シビアアクシデントを規制の要求にしておりませんでしたので、こういったことを事業者も自主的な努力としてはやっておりましたけれども、食い止めるには足りなかったということでございます。教訓をこの大きな2点にまとめました。

続いて、5ページ、6ページは、今の教訓を踏まえた基本的な考え方でございます。ここは時間の関係で割愛をいたします。

次の7ページ、ページ番号が消えておりますけれども、こちらが基準の全体像でございます。先ほどの考え方の1点目、2点目が左の雲の1個目と2個目に対応しております。それから、雲のもう一つがテロへの対応ということで、先ほど説明を省略しましたが、法改正のときに、法改正の目的に、テロにもしっかり備えるということが今回加わりましたので、そういった観点で、三つの観点から基準を作りました。

まず、1点目の一番左上の黄色い雲ですけれども、一つの原因で安全機能が同時に失うことを防ぐために、緑色のほうに行きまして、まず、大規模な自然災害に対する備えを強化するということでございます。それでさらに右に行きますと、大規模な自然災害として一番考えなければいけないのは地震・津波、これに対する想定を見直して、対策を強化をいたしました。

それから、水色の3番目ですけれども、地震・津波以外にも考慮すべきものとして、火山・竜巻、それから森林火災、こういったものについても事前に考慮することを明確にして、ガイドラインを作っております。

それから、緑色の二つ目に行きまして、自然現象以外に一つの原因でいろんなものが同時に機能喪失をする事象として、火災、それから内部溢水・停電、これらへの耐久力を向上させました。内部溢水というのは、中に水のたまったタンクとか配管とか、こういったものが壊れることで、施設内が水浸しになっていろんなものが同時に壊れてしまうと、こういう事象でございます。これらへの体制として、右の水色のところ、そのまま書いておりますけど、火災対策の強化、内部溢水対策の強化、そ

れから電源、これは外部電源も所内電源も含めて、停電への対策として電源を強化したものでございます。

続きまして、黄色の二つ目でございます。これは万一シビアアクシデントが発生しても、それをほかで食い止める対策ということで、緑色のほうへ移りまして、まず炉心損傷を防ぐと。炉心損傷を防ぐということは、注水をし続けて、炉心が水の表面に出ないということをする対策です。このために、右の水色のほうへ移りますと、原子炉停止対策の強化、これは制御棒が入らなくて臨界が通常の方法で止まらないときの対策をあらかじめ講じておくこと。それから、原子炉の減圧対策の強化。これは、炉心に水を入れるときに、まず、原子炉の圧力容器の圧力を抜かないと外から水が入りませんので、圧力を素早く抜けるようにしております。それから、注水ができるように消防車を用意するとか、それから使用済燃料プールへの対策も強化しております。

緑の二つ目に行きまして、炉心が万一溶けてしまった場合でも、格納容器の閉じ込め機能を守ることで外への影響を防止しようということで、右のほうに行きまして、格納容器の破損防止対策、ここでベント、あるいは中にシャワーのような注水でスプレーをして、格納容器の温度・圧力を下げる対策を求めています。それから、建屋や格納容器の水素爆発防止対策、こういったものも求めています。

次、放射性物質の拡散抑制というのは、万一格納容器が壊れてしまったときに、外に放射性物質が出ていく量を少しでも減らす対策として、放水砲を用意することを求めています。大規模な放水を行って、少しでも飛ぶ量を抑えるということを求めています。

そのほか、その次、緊急時対策所の強化、耐震性の強化も求めています。

一番下のテロからの線でございますけれども、9.11のように意図的に飛行機が建屋にぶつかったことを想定をして、一番右ですけれども、原子炉から100m離れた場所に電源車とか消防車、こういったものを分散配置をすること。さらには、さらなる信頼性向上のために、そういった設備を常設のものもさらに加えると。「特定重大事故等対処施設」と言っておりますけれども、これらの対策を求めています。

次のページ以降で一つ一つの対策を絵を使って御説明しておりますけれども、時間の関係で説明は割愛いたします。

私から基準の全体像の説明は以上でございます。

○佐藤課長

ありがとうございました。それで、もう一度、こちらの原子力施設の安全確保についてまたお戻りいただきまして、以上で、いわゆる原子力施設の安全確保については、平成24年度の規制委員会の取

組について概略を御説明させていただきました。

それを踏まえて、改めて資料1の1ページ目を御覧いただきたいのですが、この「測定指標」のところで今日御意見をいただきたいのは、「実績値」で、「目標値」、これはあらかじめ事前分析をやりましますけれども、施策の進捗状況についてまとめたものがございます。例えば、この「測定指標」の中の一つ目が、「原子力災害対策特別措置法第10条による通報件数」というものでございますけれども、目標0に対して実績は0と。その下が、同じく、特別措置法第15条によるもの、これが目標0に対して実績0、これは比較的わかりやすいのですけれども、それ以降の「発電炉に係る新たな基準の策定」、これが今、田口補佐から説明のあったものでございますけれども、目標としては、25年度——24年度ではなくて本年度の施行を目標としておりますと。それについての進捗状況。

あるいは、「運転期間延長認可制度の施行」という項目がございまして、こちら、この新しい規制基準と同時並行で進められておりまして、これも25年度の施行に向けて取りまとめが進んでいる。

さらには、「試験炉等に係る新たな基準の策定」、これは核燃料施設と同じようなことで検討を開始されておりますし、「審査・検査等の実施」というのも、こちらは先ほど御説明したとおりであります。

また、「福島第一原子力発電所の監視・評価」につきましては、特定原子力施設に指定した上で、実施計画について審議をしているということ。また、その下の「原子力安全研究計画の策定」につきましては、25年度の策定に向けて、現在、規制機関、研究機関がテーマの調整のための仕組みの検討を24年度には開始したということでございます。

それで、資料1の次のページを御覧いただきたいのですけれども、こうした実績とあわせて、委員の方にまた御意見をいただきたいのが、こうしたものの施策に関する評価結果ということでございます。ここにもまた事務局から、一応、案ということで書かせていただいておりますけれども、一応目標の達成状況としては、各指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗しているということでございます。

特に、その下の欄に、「評価対象期間終了時点の総括」ということで、恐縮でございます、大変小さい字で、また細々と書いてございますけれども、これを拡大したものが、先ほどから説明してありますパワーポイントの資料2の7ページに、「評価の総括①」ということで、「原子力施設の安全確保」とございまして、同じものでございます。字を大きくしてございますので、こちらのほう——どちらを御覧いただいても構わないですけども、こちらの少し字の大きなほうを見ていただくと、全部で大きく五つに段落を分けて、項目も分けております。

まず一つ目として、新しい規制基準については、運転期間延長認可制度、研究段階の発電用原子炉に関する規制基準も含めて、概ね計画どおりに検討を進めることができたということでございます。それで、検討内容につきましても、今、田口補佐から御説明ありましたような形で、最新の技術的知見を反映するというところでございます。

それで、パワーポイントのほうで青文字になっていますけれども、「期限までに着実に施行していくとともに、新規制基準施行後に、申請に応じて個別施設の審査・検査を円滑かつ確実に進める体制の構築が必要」ということで、この青文字については、あえて申し上げますと、25年度に向けた一つの総括と、評価ということで、色分けをさせていただいています。

同じように、二つ目でございますけれども、敷地内破砕帯につきましては、大飯、敦賀、東北東通の各発電所において、新規制基準への適合性確認の前提となる調査を実施しているところでございます。特に、先行しております敦賀の発電所につきましては、有識者会合に加え、有識者以外の専門家の意見を聴くピアレビュー会合を開催して、公開の場で科学的・技術的な議論を行ったところでございます。それで、25年度としては、今後は同会合のコメントを踏まえつつ、事業者からの意見聴取も十分に行い、透明性の確保に留意しながら評価書を取りまとめることが必要であるということでございます。

それで三つ目でございますけれども、この炉規法に基づく、法律に基づく定期検査、保安検査については、計画どおり実施できたということでございまして、その中でも、高速増殖原型炉の「もんじゅ」においては、相当数の機器の点検時期超過を確認しているところでございまして、原因分析と再発防止策の実施を命じたところでございます。今後、更に検査制度の実効性向上を目指すべきということ。

そして四つ目が、東京電力の福島第一原子力発電所につきましては、安全規制の観点から技術的・専門的助言等を積極的に行うことが必要ということで、こちらは特定施設の評価会合のことで、引き続き、こうした助言を進めるということ。

そして最後でございますけれども、規制制度・規制基準の継続的な改善を図るため、規制上の課題を踏まえた安全研究の実施や国内外の技術情報の収集を図ることが必要と。また事業者自らの不断の取組を促進することも必要であるということでございます。

ということが、この原子力施設の安全確保の24年度の終了時点での総括ということにさせていただきました。

それで、時間少し予定より超過しておりますけれども、同じようなことで、資料1の2枚目が、今度は危機管理体制の整備と事故時の影響緩和という規制委員会の目標の二つ目の柱でございます。こち

らにつきましては、また資料を行き来して恐縮でございますけれども、資料2の8ページをお開きいただきたいと思います。こちらでも、まず平成24年度の取組として御紹介させていただきたいことは、原子力災害対策の体制整備を行いました。規制委員会の設置、昨年9月にあわせて、原子力基本法や、諸々の法律の関連を改正いたしまして、平常時では「原子力防災会議」、また非常時には「原子力災害対策本部」などの新たな災害対策の枠組みを構築したところでございます。

それと、それにあわせて関係省庁の具体的な活動要領を定めるために、昨年10月には、原子力災害対策マニュアルを作成したところでございます。

こうした体制整備に含めて、また、その指針というのも策定いたしました。パワーポイントの9ページ目でございますけれども、2ポツ目として、「原子力災害対策指針の策定」でございます。昨年10月31日に指針を策定いたしました。これは原子力災害対策特別措置法に基づいて定めることが法に規定されております。さらには、今年の2月には改定も行いまして、避難の具体的基準なども盛り込んだところでございます。

それで、その二つ目でございますけれども、緊急時のモニタリングの実施体制、運用方法、安定ヨウ素剤の事前配付方法につきましても、指針の項目でございますけれども、これらについても案文を、これは25年度になってしまいますけれども、今年4月に策定をしてパブリックコメントを途中で、こちらにつきましては、本年6月に委員会決定をしたところでございます。

それで、こうした災害対策指針を踏まえて、地方自治体は自ら地域防災計画を策定することになっておりますが、現在のところ、対象自治体の約4分の3まで策定を終えておりまして、引き続き規制委員会としても支援をできる部分は支援を行っていききたいというふうに考えております。

10ページ目をお開きいただきたいのですが、三つ目として、緊急時対応への取組というものを行いました。規制委員会が発足しました9月19日に、警戒事象が発生した際の委員会としての初動対応マニュアルを決定しました。この警戒事象というのは、少し御紹介しますと、立地市町村で震度5弱以上、あるいは立地道府県で震度6弱以上、あるいは大津波警報が発令されますと、警戒事象ということでございまして、規制委員会、規制庁が実際に参集しまして、対応についてまとめたというものでございます。こうしたマニュアルを発足裏にまとめたということでございますし、そのマニュアルだけではなく、現地参加訓練、参集訓練、官邸との情報伝達訓練というのも何度も実施してきたところでございます。また、事故時の適切な環境モニタリング実施のために、地方放射線モニタリング対策官事務所というのが全国で3カ所ほどございますけれども、ここにモニタリングカーも配備しておるところでございます。

また、四つ目として、環境モニタリングや核セキュリティの問題も、危機管理体制の大事な要素と

ということをございまして、環境モニタリングについては、毎週解析をしております、規制委員会でも昨年度は報告が行われていました。また、核セキュリティに関しましては、45件の核物質防護規定の変更認可を実施しまして、今年3月には「核セキュリティに関する検討会」を開催して、核セキュリティに関する検討を始めたところをございます。

ということをございまして、また資料1のほうの2枚目を御覧いただきたいのですが、以上の24年度の実施状況を踏まえて、この24年度の施策評価、今回、測定指標としては、ここでは三つございました。一つは、「防災研修の実施回数・参加人数」ということをございまして、目標としては、50回開催で、約1,700人の参加ということをございますけれども、24年度は2,291名の参加を得られたということ。また、災害対策指針の策定をございます、目標年度、24年度中にということをございます、策定を行って、2月にも改定を行ったということ。

また、「緊急時モニタリングの実施に係る指針の策定」につきましては、目標、24年度の策定ということで、緊急時モニタリングについて、災害対策指針に盛り込むべきポイントを3月11日に取りまとめということ、策定までは至っておりませんが、ポイントを3月11日に取りまとめたということをございます。

それを踏まえて、その下の欄をございます。「施策に関する評価結果」をございますけれども、目標の達成状況をございます、指標について、目標を達成しているか、または目標の達成に向けて着実に進捗している、と。緊急時モニタリングにつきましては、本来24年度中に策定ということをございますけれども、年度末時点で原子力災害対策指針の改定には至ってございせんけれども、内容につきましては議論を着実に進捗しているというようなことをございます。

それを踏まえた総括というのが、また下の欄にたくさん書いてございますけれども、これもまた資料2の11ページのほうに、少し字を大きくして書いてございます。こちらの11ページのほうをまた御覧いただければと思いますけれども、災害対策指針については、御説明したとおり、10月に策定し、避難の基準なども踏まえて、2月には指針に盛り込んでおります。緊急時のモニタリングの実施体制や運用方法、安定ヨウ素剤の事前配付方法に関する指針の策定については、指針を改定する目処がついたということで、先ほど御説明させていただきましたけれども、今年の6月をございます、委員会決定をしたところをございます。今後とも、指針を不断に見直すとともに、指針の内容（とりわけ避難等の防護措置や緊急被ばく医療体制等）について各自治体の策定しております地域防災計画の中で具体化され、各種訓練の実施等を通じて実際に運用できるようにするため、内閣府等関係府省と連携し、協力していくことが重要ということをございまして、指針を作るだけではなく、訓練などを通して実際に使えるものとしていくことが重要ということかと思っております。

また、二つ目として、こうした委員会での緊急時対応の取組としては、初動対応の訓練を実施しておりますし、マニュアルの見直しも行っています。今後とも、様々な訓練を積み重ね、緊急時の対応能力の継続的な向上を図ることが重要と。

また、三つ目として、オンサイト——発電所や事業所ですね——での事業者自らが行う防災訓練というのもございますが、こちらにつきましては、原子力災害対策特別措置法の改正により、原子力規制委員会が評価する仕組みが導入されたところでございます。当該制度の実効性を高め、事業者の緊急時対応能力向上を確実なものとしていくことが必要ではないでしょうかということ。

そして最後に、福島第一原子力発電所事故の住民健康の在り方については、規制委員会としても、原子力災害の事後対策の円滑な実施の観点から検討を進めてまいりました。その結果、今年3月に関係府庁に対して提言を行ったところでございます。

こうした取組をやってきたということでもございまして、こうした評価内容でもございます。

それとまた少しお時間超過しておりますけれども、資料1の3枚目、こちらが三つ目の柱でございます、三つ目の目標でございます、「原子力規制行政に対する信頼の確保」というものでございます。こちらにつきましては、また改めて測定指標がございますけれども、まず24年度に規制委員会が実施した内容ということで、パワーポイントの資料2、12ページを御覧いただきたいと思っております。

まず一つ目として、「透明性・中立性の確保」というものに取り組みました。規制委員会及び検討チームなどの会議の議事、議事録及び資料の原則公開ということでございます。さらには、被規制者との面談の概要の原則公開ということで、面談の概要のみならず、面談で使用した資料もホームページなどで公開しています。

また、行政文書の積極的公開ということで、会議の資料につきましても、ホームページに直ちにアップするというようなこともしております。

また、幅広く積極的に記者会見を実施しております、定例として、委員会委員長が週に1度、また、規制庁の報道官として次長が週に2回会見をしております、こちらにつきましてもニュースなどで御覧いただいているかと思っております。

また、意思決定に関与する者の中立性を確保するために、検討チームなどに参画する外部有識者の選定に当たっての要件を策定しております。それで、こうした外部有識者の方には、自己申告をしていただくような形で、その内容をウェブサイトに掲載しております、いわゆる電気事業者からそういった年度あたり50万以上の報酬を受け取ったかどうか。あるいは、電気事業者から寄附、委託、共同研究、こうしたものをやっていないかというようなことにつきまして、過去3年、任命前の3年間について自己申告をしていただくような形で、中立性を確保する取組を行っています。

また、パワーポイント13ページですけれども、「独立性の確保、孤立・独善の防止」ということでございます。こちらにつきましても積極的に対応しております、まず一つ目でございますが、規制委員会は、独立性の高い「3条委員会」として設置されているところでございまして、「何のものにもとられず、科学的・技術的な見地から、独立して意思決定を行う。」とともに、「国内外の多様な意見に耳を傾け、孤立と独善を戒める。」ということ、この規制委員会の行動原則として掲げているところでございます。

そのためというわけではございませんけれども、検討チームにおいては外部有識者を構成員も含めてその知見を構成しております、それ以外の専門家や関係事業者からのヒアリングも実施しております。これも当然のことながら公開の場でやっております。

また、委員会においては、事故調査委員会やNPO活動に携わる方々との意見交換、これは具体的には昨年の11月に柳田邦男先生などにも御参加いただいて意見交換を行いましたし、また、諸外国の規制機関との意見交換も実施しております。イギリス、フランス、アメリカなどの規制機関のトップを務めた方に、国際アドバイザーという肩書きで、私どもと意見交換をしていただいているところでございます。

また、関係の専門機関、事業者との面談についても公開をしておりますし、また、基準、指針の策定につきましては、計7件のパブリックコメントを実施しております。先ほど田口補佐から御説明ありましたけれども、特に新規制基準、社会的にも関心が高うございますけれども、これに関しては、骨子の段階から、法令に基づかない形でございますけれども、積極的にパブリックコメントを実施してきたということです。

また、それ以外にもウェブサイトの意見受付用ページ、あるいは電話によるコールセンターを設けて、要は、インターネットや電話を通じた意見や質問の受け付けを行っております。簡単に実績を申し上げますと、インターネットですと、大体1日に10件程度、また、電話でも1日に40件程度のお問い合わせなどをいただいているところでございます。

それで、14ページですけれども、三つ目として「人材の確保・専門性の向上、組織体制の強化」ということもやっております。事業者の虜とならないために、専門性を有する人材を規制当局で確保し、継続的に専門性を向上させていくことが大変重要だと思っております。

このために、現在の職員の専門性のために研修プログラムを設けて、現在も計画的に実施しております。

それ以外にも、国内の関連大学院、東大の大学院でございまして、職員3名を派遣する、あるいはNRC（米国原子力規制委員会）やIAEA（国際原子力機関）などの海外の機関への職員派遣に向けて

も準備中でございます。

さらには、こうした専門性のある職員ということで、専門的な知識や経験を有する者を年度途中においても13人採用してございますし、25年度以降も新卒、あるいは中途採用の活動を実際に開始しておるところでございます。

それで、こうした専門性の向上に欠かせないのは、技術支援機関としての原子力安全基盤機構、いわゆるJNESと呼んでおりますけれども、こうしたところの連携強化というのは、専門性の向上には欠かせないということで、連携強化などの具体案を検討しているところでございます。

また、四つ目として、「国際的な取組」でございます。先ほど少し御紹介させていただきましたけれども、昨年10月には、規制委員会委員が米、英、仏に出張いたしまして、規制機関、あるいはIAEAを訪問しておりますし、また、昨年12月には、福島で、日本とIAEAが共催で、「原子力安全に関する福島閣僚会議」が開催されましたけれども、委員長による基調講演なども実施いたしました。

また、この福島閣僚会議の開催期間中には、アメリカやフランスとの間で安全の協力に関する二国間取決めが引き続き有効なものであることを確認するための覚書にも調印いたしましたし、米、英、仏の原子力規制機関のトップとしての経験、国際的な幅広い活動歴を有する3名の有識者の方に国際アドバイザーに就任していただきまして、意見交換を行ったところでございます。

それを踏まえて、また資料1の3枚目でございます。「測定指標」としては、以上を踏まえて、この分野、この信頼の確保は大変多岐な分野にわたっておりますけれども、例えば会議の公開をすると、100%毎年度やるということにつきましては、公開が十分できております。今日のこの会議も、傍聴、あるいは中継ということもさせていただいております。

また、ホームページの利用のしやすさということでございます。ここは、ホームページの利用のしやすさで、目標が26年度で「A」という書き方をしてございます。少し解説させていただきますと、この「A」というのは何かと申しますと、いわゆるホームページの利用のしやすさの指標として、JIS規格が定められておまして、このJIS規格の等級でA、B、Cとあるのですけれども、この中の一番立派な等級ということで「A」ということを目標にしています。等級のAになると、いわゆるホームページで音声読み上げのソフトが利活用できるとか、そういった意味で、いわゆる障害のある方や高齢者の方でもインターネットにアクセスしやすくなるというようなことで、この規格が定められておりますけれども、26年度に向けて、このホームページの利用のしやすさにさらに改善を進めていきたいということでございます。

それでまた、「職員研修プログラムの策定・運用」でございますけれども、毎年度適切実施ということについては、プログラムに沿って研修を実施されております。

また、それ以外にも、「国際機関や国内外の大学や研究機関への人事交流」ということでございますけれども、関連大学院、あるいは海外の機関への派遣に向けた準備を実施しておりますし、また、「主要国との協力に関する取決め等の締結等」、これについてもアメリカ、フランスの規制機関と安全協力に関する覚書に署名を、昨年12月ということで、させていただいているところでございます。

以上を踏まえた施策に関する評価結果でございますけれども、目標の達成状況としては、それぞれの指標について目標を達成しているか、または目標年度が先のものについては、目標の達成に向けて着実に進捗しているということでございまして、その総括でございますが、資料2の16ページでございますけれども、ここでまた改めて御説明させていただきますと、意思決定過程の透明性につきましては、会議の公開（傍聴、生中継）、あるいは議事録・会議資料の公開、被規制者との面談に係る情報公開、記者会見などの取組を進めております。今後はツールの多様化により、積極的・戦略的かつ、分かりやすい広報を進めるべきということ。

二つ目として、意思決定過程の中立性の確保につきましては、検討チーム等に参加する外部有識者の中立性確保のためのルールを設け、事業者との関係に関する情報公開の徹底を図ったところであります。また、原子力規制委員会が独立性を保持しつつも、孤立・独善に陥ることを防ぐため、様々な専門家や関係事業者の意見を聴いて、またパブリックコメントも積極的に実施したところであります。引き続き取組を推進することが重要ということ。

それで三つ目としては、人材の確保・専門性の向上については、関連大学院への派遣等、専門性向上への取り組みが行われているが、今後、益々重要性が増す国際的な情報発信の強化及び情報収集を図るべく、海外機関への派遣や職員の新規採用に向けた取り組みを通じ、国際的にも通用する人材を十分に確保・育成し、専門性を向上させる努力が必要と。組織体制の強化については、原子力安全基盤機構の活用等も含めて、規制組織全体の専門性・機能の強化に向けて、具体案を策定する必要があるということ。

そして四つ目として、国際的な連携の強化については、各種国際会議へ出席し、我が国の新しい規制組織の発足や東京電力福島第一原子力発電所事故に関する情報発信等を行うことができました。今後は、優先すべき国際会議の特定、会議結果の共有等を通じて、国際的な最新の取組状況等に係る情報収集の効率化等を図ることが必要ということで、これが総括と書かせていただいたところでございます。

大変長くなってしまいましたけれども、平成24年度の政策評価を踏まえた事後評価書について御意見を賜ればということでございます。よろしく願いいたします。

○鈴木座長

ありがとうございました。佐藤課長のほうから、この事後評価の考え方、そしてこの表の、特に私たちが検討しなくてはいけないと思われるのは、資料2のほうでいきますと、青で書かれた部分がこれで適切かどうかということであろうかと思えます。大変短期間の間に、規制委員会、規制庁、大変御努力いただいて、よくここまでおやりいただいていると、私などは感謝申し上げたいと思うのですが、あとは、この新規制基準のほうは、先ほど田口さんのほうから御説明いただきました、この内容はここではあまり議論の対象とはしないということで、こういうことで進めていただく、あるいはこれのもとになる考え方みたいなものは触れていただいてよろしいかと思えますが。では、委員の方々から、どれくらいになりますかね、全体として15分、20分ぐらいを目処に御質問、御意見をいただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

一通り御意見、御質問をいただいてから対応いただくということにいたしましょう。

○城山委員

御説明いただいたところはかなり丁寧にさせていただいたので、かなりわかりよかったと思うのですが、形式的アウトプットとしてできている資料1というのが、何となく読みづらいなというか、やっぱりこれは確かに法律上作らざるを得ないものなので、形式的にならざるを得ないと思うのですが、ただ、基本的にはこれもコミュニケーションのツールですので、もうちょっとやっていることがうまく伝わるような形の工夫をしていただいたほうがいいのかというの大きな感想です。

その上で具体的な点をいくつか申し上げると、例えば測定指標というのがあって、特に「進捗状況」と書いているところがあまりにも味気ないなという感じがしていて、確かに項目はシンプルに書かれているのですが、逆に言うと、これ、数字ではなくて定性的な項目があるので、もうちょっと説明できる部分があるのだらうなと思えます。それは、ポジティブなところも説明できるし、ネガティブなところも書いておくということが必要なと。

例えば、この資料1の最初のページのところで言うと、例えば新規制基準の話で、「骨子案を取りまとめパブリックコメント」ということだけ書いていますけども、そのプロセスをどうだったのかという、いろんな人たちを入れて議論したという、それはポジティブなことなので、むしろ、ちゃんとそういうことは書いていただいたほうがいいのかというふうに思います。

他方、福島第一の監視・評価のところでは、これは逆にその後の総括のところでは、専門的助言等を積極的に行う必要があるという、より踏み込む必要があるということはある意味では総括として出しているの、逆に言うと、ここは淡々と監視・評価をやらなければいけないことは、来たものは見えていますよとだけ書いていますけども、やはりそこは、もうちょっと十分、まあ、手続的にやるべきことは当然やっていたということは、それはそれでいいですけども、やはり、この特定原子

力施設に関しては措置すべき事項とかを入れるというのであれば、それを言うべきであるというのが、ある意味では総括としてあるので、今後は積極的にやるべきだという話になったと思うので、そこは一応やるべきことはやっているけども、ある種の不十分さはあったんだということは、多分正直に書いておいたほうが次のやるべきことの話につながるのかなという感じがします。

それからもう一つは、これは指標項目を最初に書いているので難しいところはあると思うのですが、例えば御説明の中で多かった敷地内破碎帯の話ですね、例えば、ああいうものをどう位置づけるのか。この公的な資料1だと出てこないですよ。ただし、実際にはエネルギーをかけてかなりやられたことであるので、やっぱりどこかで説明したほうがいいのかと思います。

そのときに、無理やり読み込めば、「適合性確認の前提となる調査」というので言えば、原子力施設の審査の前提に、読み込めば読み込めるかもしれないし、あるいは、測定指標に入らないのであれば、目標の達成状況みたいところで、こういうこともやっていますということを書かれたほうがいいのかということ。それが大きく一つ目です。

それから二つ目は、防災のほうに関わるのですが、これは多分仕組み上できないのかもしれませんが、いわゆる行政評価とかでよくアウトプットとアウトカムという言い方をして、何か物を作りましたというのはアウトプットだけでも、それが利用されて効果を持っていますかというアウトカムみたいのがあって、できればアウトカムのことも触れるといいのかなと思います。

具体的に言うと、指針を作った後に、これは御説明の資料の中で4分の3の自治体が既に作っているというのが書いてあって、それはすごく重要な情報だと思うのですよね。だから、どこかでそういうことを触れられたほうがいいのか。ただ、資料の中にも「(内閣府)」と書いてあるので、もしかしたら、ここは所掌上の関係で、担い手は規制委員会ではなくて、むしろ内閣府だとか、あるいは最終的には自治体なので、別の主体が関わる話だということで自己限定されたのかもしれませんが、そのアウトカムのことを触れる場合には、要するにシェアード・アウトカムといいますか、いろんなアクターが寄与した結果の話も触れても構わないので、逆に言うと、できなかったから責任があるという話ではないので、そこはある意味では、もうちょっとこれは自由に書いていただいてもいいのかなという感じがしました、というのが2点目です。

最後、人材育成のところは、これはむしろ後で25年度の活動をどう評価するかというときにお話ししたほうがいいのかと思いますが、一般的にやるべきことと書いてあることと、この測定指標の項目である極めて細かい具体的なこととにかなりギャップがあるような気がして、やっぱり真ん中レベルの、ある種の人材育成戦略だとか、あるいは、多分、おそらくこれは後でお伺いできればと思っているのですが、採用戦略みたいな話ですよ。つまり、おそらく今年度の採用戦線からは関与できた

のだと思うので、ある意味では自らの、中途採用の話が先ほどありましたけれども、例えば新卒採用をどういう考え方、フィロソフィーでやっていくのかだとか、そこを環境省なりとの関係でどうするのかとか、多分そういう話が結構重要と思いますが、今の測定指標だとそういうのが出てこないの、そういうのは次年度少し足すか、あるいは、総括的な書き方のところで少し工夫をするかが必要なという感じがしました。

以上です。

○鈴木座長

いかがでしょうか。

○飯塚委員

似ていることになるのですが、基本的には、目標があって、このようなことを実施しましたという、その進捗状況について説明しているのですが、測定指標の置き方を考えたほうがいいかな——今さら言っても遅いのだけでも、これからのことを考えると、置いたほうがいいのかと思います。

結局、何か活動をするわけですから、目的を達成したいわけですよね。ところが、ここでは、これこれを設定しますとか、こういうことをしますと書いてあるのだけど、それは結果として、それは有効であったかどうかという視点、これがなくてはいけないのかなというふうに思います。

でも、私たちは、これは三重苦といいますかね、現在進行形で行われている活動について評価する必要がある。最終結果がまだ出ていない状況で評価しなければいけないということがあるのと、それから、上から目線で、何がよくて何が悪いかわかっている視点で評価できないといいますかね。自分たち自身が考えて、よかれと思うことをやっていくという中で評価するということがあるということと、それから、規制ですから、自分で全部やるわけではなくて、全体をいい方向に誘導をしていくという活動そのものが有効かどうかということを見なければいけないという、こういう難しさの中でやらなければいけないわけなので、この評価指標なり評価のスタンスというのは考え直したほうがいいかなということ、城山先生と似たようなことだけど、あらゆる活動ですから、活動は——要するに評価したいのは何かというと、活動と、その結果ですよね。

そうすると、ある活動をするときには、必ず目標というのを設定する。目的・目標を設定するわけだから、目的・目標が真っ当かということの後から評価してみなければいけないと思います。これは社会イメージに合っているとか、さまざまなことから。あるいは、上位目標に適合しているかという観点からですね。次に、その目標を達成するための手段としての計画ですか。目標達成手段、これがまともかということですね。妥当な方法であったか。もちろん、やったときに副作用が出ますから、そういうことを考えて、真っ当だったかということの後で評価しなければいけないと思いますし、そ

れから3番目に、確実な実施。これが主に進捗状況の時点できているものですよね。

それから四つ目に、途中に進行中にさまざまな事象が生じたけども、それについてはうまく立ち回って、結局、当初の目標を達成するのに頑張ったというような形の、その対応能力みたいなものですかね——ことだから、それから最後に結果ですよ。中間結果であれ、どんな結果が出ているかということを見なければいけないと思うのですよ。それは、直接的な結果、自分たちに関する直接的な結果もありますし、究極の結果にどういう影響を及ぼして、いいことになっているということについて言わなければいけないと思うのですよね。

そうすると、非常に難しいのだけど、もうちょっと何か、今、中身のあるとか、少し薄っぺらいとか、いろんな評価がありましたけど、僕、似た感じを持っていて、いろんなコメントをつけるときに、多分その背後に、自分たちの評価の観点みたいなものを持っているのですよね、きっと。これをちゃんと整理しておきたいなと思います。

私が今言った観点というのは何かというと、ある活動をするわけだから、活動と、その結果を評価する際にどんな側面で見ること。それは最終的にはその結果で見るとは、結果ではなくて、プロセスまでも見ていきたいと考えているということ。

もう一つの視点は、例えば目的を達成できたかという意味の質の評価ですね。まともなものかという評価ですね。それから、効率的にきちんとできたかというようなことですか。タイミングとして、合っているのかということですか。そんな側面もあるかなと思いますので、その評価軸というのを今考え直したいなという感じがしています。

それから、例えば今後の時点で、いろんな基準を一杯作っているわけですけども、規制を作っているわけで、僕自身もそれに関わっているというか、タスクチームに入ったりして、自分で自分の首を切らなければいけなくなるかもしれないのだけど、真つ当な規制になっているか、なりそうかどうかということに関する何らかの評価の観点みたいなものは持ちたいなという感じが実はいたします。これは非常に難しいことです。規制の形としては、基準の形として、この形式でよろしいのだろうかとか、今カバーしなければいけない部分を過不足なく全部カバーしているのだろうかということについて、ある時期に落ちついて評価することが必要なかなと思ってまして、この評価軸みたいなものを少し考えたいなという感じがしています。

答えはないのだけど、何かこれからのことを考えると、えらい大変なことだなと。前回も、この委員になったことを反省して、悔やんでいると申しあげましたけれども、次にすぐ生かせるかどうかかわからないけど、どうせやるならば、今言ったようなことを少し考えてやりたいなということを感じてしまいました。

○田尾委員

今回の事後評価については、全体的に見ますと、やはりこの三つの柱についてそれぞれ非常に厳しいスケジュールのもとで、よく適切に遂行されたと、このように感じております。全体的に、先ほど来指摘されていますように、測定指標、実績、目標値、そしてそれに対する評価というのが、なかなかわかりにくいところがあり、もう少し説明を加えるというか、資料2でしていただいたような事後評価の考え方についての内容をこの事後評価書の中に加えるというか、そういうことによってわかりやすく説明できるのではなかろうかと、そのように思います。

最初の段階ですから、通常のいわゆる事後評価書のフォーマットに従って書けばこういうことになるのでしょうけども、施策の内容によっては、もう少し新しい形の、カスタマイズされたような評価の書き方、形式を用いてもいいのだろうと、そういう省庁も結構あると思います。

それと、部分的に、そのわかりにくさの一つとして、3番目の信頼の確保について、これは規制庁、規制委員会の今度の一つの特徴を表すような評価だと思うのですが、例えば会議の公開について、これ、分母はどのくらいであるか、その点はまず、100%というのは結果であって、分母がどのくらいか。分子も同じでしょうけど、100%ですから。その辺りがどの辺りか、少しわかりにくい。

これはもともと、いわゆる議事運営要領によって公開しない場合は、適当ではないと認めたときには、この分母から外れていますね。こういう運用だと、大体100%になるのだろうという。つまり、それ以外の公開をしないというようなケースというのは、具体的にどういったことがあるのかわからないものですから、100%、100%と言われても、なかなかわかりにくいだろうと。公開しない場合があり得るということは十分理解していますけど、その辺りがわかりにくい点が1点でした。

それから、ホームページの利用、これもこういったものを事後評価としている省庁というのも少ないのだろうと思いますけれども、これは24年度については、いわゆる診断を受けていないということで、明らかにAに当たらないからと。Aでなくても、BとかCとかあるのでしょうけども、25年度は達しないとしても、おそらく診断は受けるということもやっぱりやっておかないと、進捗状況というのは少しわかりにくいだろうと、このように思っています。

○町委員

よろしく申し上げます。事前に資料をいただきまして、ざっと見まして、この事後評価書という形式に関しては、こういう形で書かなければいけないのだろうなと思ったので、これを、資料1のほうは読んでも、何かあまりわからないというか、資料2を読みましたら、ある程度細かいことが書いてあって、なるほどなと思ったのですが、今それぞれの委員からもあったように、短期的に解決しなければいけないもの、長期的に解決しなければいけないものと、目標が本当に無数、もう100と言わず、

1,000と言わず、もう1万、10万ぐらい、多分目標があると思いますので、それを全部ここに書き切るというのは難しいのではないかと思うのですが、目標の達成状況のところ、目標は着実に進捗していると書きたい気持ちはわかるのですけれども、資料2を見ても、やっぱり足りないなというか、まだまだだなというところがたくさんあるなと思ひまして、まず一つ思ったのは、新基準もできまして、各電力会社、再稼働申請を出しているというのも報道があったりしていますけれども、そもそも何か再稼働がありきなのかというのが一番私の中にはありまして、先ほど新基準の中に簡単にテロに関して、「航空機衝突などへの対策」と簡単に書いてあるのですけれども、果たしてこのテロ対策に関しても、本当に簡単にできるもの、あと、電力会社だけでできるのかというのもすごく疑問に思ひましたし、あとは、核燃料施設などについても新しい基準を設けるといふのがありますけれども、これに関しても、これは再処理工場だったり、加工だったりとか、そもそもそういう施設を動かすというのには、再稼働がありきという前提でなければ、なのかなと思ひて、これもその部分についてはどこで話——使用済核燃料の問題とかはどこで話し合っているのかなというの、私は疑問に思ひてしまひまして、いろいろ今回に当たって本当に検討会がたくさんあって、議事録も、できる限り目を通したりしたのですけれども、原発を再稼働させるためにやらなければいけない対策という面では、まだまだやらなければいけない、オフサイトセンターに関しても、ほぼ原発に近いところにあるものばかりなので、その代替施設というのはいくらでも検討をされて、実際に本当にもう、ここをというのが進んでいるのかとか、細かくはなつたのですけれども、まだ新基準ができたからといって、本当に原発を、その基準だけに照らして動かしていいのかという、評価というの、まだ短いこの期間では難しいかと思うので、まだまだそういう意味では、先ほどネガティブな点もこういうところに書くこととあつたのですけれども、まだまだやれてないことというものをもうちょっと抽出して、挙げていかなければいけないのかなというのを思ひました。

○鈴木座長

私のほうもいくつか。皆さんから御指摘がありました、この総務省に提出する評価結果のこの表は、いかにも無理がある——ほかの場合には有効に機能していたのかもしれませんが、こういう新しい規制、原子力規制を考える上で、特にこのスタートの段階からこういう定常的な評価表を使うというのは非常に無理があると思ひますし、思い切って変えていくというようなことができるのかどうか、その辺はほかの省庁との関連もあるでしょうから、問題があるとしても、これはこれとして作りながら、もうちょっとわかりやすい資料をこちらで勝手に作ると、そういうようなことも必要なのかなという気もいたしました。

それから、全体にわかりにくいのが、今立ち上がって、テイクオフされたぐらいのところかもしれ

ませんが、将来的に一体どうなっていくのか、何を目指していかれるのか、何年後にはどうなんだ、そういうところに向けて現段階でここに来ているという、そういう評価があると非常にわかりやすいと思うのですが、そういう意味での将来ビジョンみたいなもの、これは田中委員長、そのほか、規制委員会の方々、皆さんお持ちだと思うのですが、そういうものと、今ともかく急いで立ち上げなければいけないという、そういうところとのある種の非常に無理をしながらおやりいただいているという、そういう関係から見ても、将来、何年後にはこうなっていくという、そういうものがあると、一般の国民としては非常に安心ができるのではないかと、そういうようなことは出来るのかと気になりました。

それから、他省庁との関連になるかもしれないのですが、あるいは自治体との関連でも、それぞれの対応を自治体でお考えいただいて、4分の3がお作りいただいたので云々というお話がありましたが、一体それぞれの自治体で、4分の3のところを御準備いただいたとして、本当に実効的なものにするにはどうするのか。それを一体国としてどういうふうに援助していくのかという、中央と地方との関連ですね、これは実はほかのいろんな基本法、この原子力に限らず、基本計画を作ると、必ず地方にも同じようなことを求めるという、そういうやり方を国はするのですけれど、計画を作るだけで、それを実行するほうは大変ですよ。そういうようなところももう少し目を配っていただくといいのかなと。

逆に言いますと、自治体の4分の1が作れなかったというところには、やはり何か問題があって、対応することができなかったということでしょうから、そういうところも、本当にいろんなやらなければいけないことを山ほど抱えておられて大変だと思うのですが、少し目を配っていただくと、いろんなことが見えてくるのかなという気がいたしました。

それから、これもほかとの関連ということですが、モニタリングは、これは文科省でやっておられたものがこちらへ来て、これも地方自治体がそれぞれやっておる。これは環境基本法でこういうものを一本化されていくということになると、逆に、自分たちのところで測定したくてもできないというような状況ができていたり、いろんな難しい問題が生まれてくると思います。これも将来はこういう形でという、将来ビジョンが明確に見えてくると非常にわかりやすいと思います。

除染についてもそうですね。これは原子力災害対策のほうの話になると思うのですが、これはあくまでも災害が起こらないようにという形で、起こった場合の緊急体制みたいなものはあるのですが、その後の除染は、これはもう環境省にぼんとお渡ししてしまうだけでいいのかどうか。その辺も、どれくらい長期的にその影響が出て、どれくらい被害が大きい、したがって、というようなことがないと、なかなか災害のリスクに対する認識というものが高まっていけないのではないかと、この辺りが心配なところもあります。

それから、信頼の確保に関連するところでは、国際機関や、いろいろと人材育成、あるいは採用も含めて、組織を固めていかれるというのは非常に重要なことなのですが、最終的にこの組織はどれくらい大きくなって、どうすればいいのかという辺り、つまり、現状の定員あるいは抱えておられる人員と必要とされる人員数とのギャップをどうされるのか、これはなかなかおっしゃりにくいことかもしれないのですが、本当に不足、足りないということであれば、やはりここの評価のところ、しっかりと将来に向けて、例えば定員増強なり、あるいは、いろんな意味でのキャパシティを増やしていくことが必要だというようなことも、ここで申し上げなければいけないことなのかもしれないですね。だから、その辺のところも、田中先生は多分100ぐらい希望しておられて、実際には10しかないのだというような、非常にフラストレーションの中で仕事をしておられるかもしれませんが、そういうことは少し見せていただいたほうがいいのかなというような気がいたします。

現時点では、仕事が非常に急速に動きつつあるところでもありますので、なかなか読みにくい面もあるかもしれませんが、その辺が私は気になったところです。

では、どういたしましょう。お答えいただけるところは対応をいただいて。

○佐藤課長

いくつか御意見をいただきまして、また、私のみならず、事務方でも少しお答えできるものはここでやっていきたいと思っておりますし、また、少し時間が必要なものは検討させていただきたいと思っております。

まず最初に、何人かの委員の方に御意見ありましたけども、少し資料1の書き方、さすがに様式は、これは変えるというのは難しいかと思っておりますので、この資料1の、そういう実績の書き方、進捗状況の書き方は、もう少し丁寧に書き込むようにやっていきたいと思っておりますし、また、これは総務省と相談、あるいは、私どもの規制庁規制委員会のホームページで、おそらくこれも公開することになりますけれども、そのときに、資料2のようなものを使って少し全体像がわかるような形で、この24年度の事後評価について、もう少し皆さんに理解していただけるような工夫というのも考えてまいりたいと思っております。

ということがありまして、あと、いくつか細かい点も含めてありました。できるだけ対応していきたいと思っておりますけど、ただ、1点だけ、町委員から御意見がありました、私ども、規制基準を作るというのは多少法的な要請もあります。あと、私どもの所掌というのがございまして、いわゆる再稼働の前提かというような、もちろん政府全体での判断というものもあるのでしょうか、私どもの委員会には、今回の規制基準については、例えば原子炉等規制法が改正されて、それが10カ月以内に対応することというように、あらかじめ、何と申しましょうか、法律で定められた部分がございまして、そのために我々として、その法的な要請に応えるために作業を行ってきたということでございます

し、そうした、何も再稼働の前提のための規制基準というのではなくて、私どもが今考え得る基準として、どういったものがあるのかというのをしっかり基準としてまとめ上げたということをごさいます。必ずしも規制委員会として、規制庁として再稼働ありきというようなことで何もこの規制を作るというのではなく、規制を作る立場として粛々と対応をしているということを少し御理解いただければと思います。

あとは、私、広聴・広報課長ではございますけれども、人事も少し担当しておりますので、その点について少しお話しさせていただきますと、採用戦略のようなこともということを城山先生からもおっしゃられましたけれども、本年度も、中途、あるいは来年度の新卒採用というのも今プロセスとして進んでいるところでございます。昨年9月に発足したということで、いわゆる新卒、本年度の本来の新卒というのはもう既に乗り遅れていたところがあるのですけれども、来年度の新卒採用につきましては、当然のことながら、しっかりと取り組んでおりますし、人事当局に対しても、少し御配慮いただいて、増員のようなことも働きかけをしっかりとやっているところでございます。そうしたところでは、まだ戦略というほどではございませんけれども、しっかりと取り組んでいるというところもございました。

というところをまずお話しさせていただいて、あと……。

○池田長官

では私から、よろしいでしょうか。長官の池田でございますが、今いろいろ御指摘いただきましたところですが、測定指標につきましては、資料1でございますけれども、先ほど佐藤のほうから御説明しましたように、一応様式が決まっておりますので、大きくは変えられないですけれども、今いろいろ御指摘をいただいたところを受けまして、もう少し丁寧な書きぶり、これをしてまいりたいというふうに思います。

測定指標につきましても、測定指標というのが、もともとこれは定量的なものを入れるというのがスタートだったのですが、なかなか定量的なものを入れられないというようなところがございまして、それなりの工夫をしてまいりたいと思っております。

それから、田尾先生のほうから、会議公開の関係、分母がないということですが、これは分母は入れるようにしたいと思います。非公開のケースというのは、大体セキュリティ絡みの話でございますけれども、数は覚えていませんが、2回か3回ぐらいだったと思います。

それから、ホームページの診断につきましては御指摘のとおりでございますので、考えてまいりたいと思います。

それから、町委員からの御指摘でございます。再稼働ありきという目標という点では、先ほど佐藤

のほうから御説明したところで、再稼働を別に目標とはしていないのですけれども、基準に適合しているかどうかという審査、規制要求に適合しているかどうかの審査は法的な要請でございますので、それはしていかなければいかんだろうと思っております。

テロ対策については、プラントにおけるテロ対策という意味で、トータルで見たら、セキュリティとしてのテロ対策というのも別途あるのですけれども、それについてはここには触れていないというのが現状でございます。

サイクル施設等の評価については、これは24年度の評価でございまして、まだできていないのですね、基準そのものが。今後の評価にさせていただきたいと思っております。

それから、将来像を示して、どの程度までできているかというビジョンを示すというのは、確かに御指摘のとおりで、非常にわかりやすいとは思いますが、なかなか資料1に書きづらいという面がありまして、作り方として厳しいかなというところがございます。

また、城山先生のほうからもお話がございました自治体の防災計画が、アウトカムとしてどのぐらい効果があるかというのは記載するべきだと思いますけれども、自治体の防災計画が本当に有効かどうかの検証は、まだ現時点においてはなかなか難しいというのが現実でございます。あと、これは24年度ですから、その時点では4分の3も行ってなかったはずなので、その点をどうするかというのは考えてまいりたいと思います。

ただ、防災計画というのは、基本的にこれは自治事務とされておりまして、自治体が本来自分たちで作るものでありまして、国が無理に作らせているという、そういう筋合いのものではございませんので、自治体がどの程度自主的にやる、我々はその手伝いをするという、そういう作り方になっているというのをご理解いただきたいと思います。

モニタリングにつきましても、あるいは除染につきましても、お考え方はそのとおりかと思っておりますので、考慮してまいりたいと思っておりますけれども、ただ、除染については、直接規制庁の所掌事務にはなっていない部分がございますので、その点どうするかというところを考えたいと思います。

それから、組織につきまして、将来的にどのぐらいの組織にするかというのでありますけれども、将来的には、現在大体500名の組織ですけれども、1,000名以上の組織にしたいと思っておりますけれども、そういうことをいきなり言うと袋だたきに遭うので、これはなかなか書きづらい部分がございます。来年の増員要求については、現在一応、これもあまり言っていないのかどうか分かりませんが、300名程度は考えてはいるのですけれども、これが認められるかどうかというのは、別途また査定がございます。そういう点を含めて、なかなか書きづらい部分がございます。

それと、300名を仮に増員するといっても、実員が採れるかという別の問題がございます。誰でもい

いと。大卒を300名採ればいいという問題ではなくて、それなりの技術者を集めてこなればいかんという問題がありますので、そういうことも含めて、現実的にどれだけ採れるかという、そういう部分がございます。なかなか、その点についても表記しづらいという、そういう部分があるということを御理解いただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○田中委員長

一言。

○鈴木座長

では、田中委員長。

○田中委員長

再稼働と規制の関係については、これは基本的なことなので、今、長官からもお話をさせていただきましたけれども、私どもが、いわゆるポリシーを作るという立場ではなくて、原子力を利用するということの前提の中で、その施設の安全を確保するということですね。これは絶対安全ではなくて、今までは絶対安全という考え方で来たところに、いわゆる虜というようなところがあったのですが、私どもとしては、一応安全目標という、リスクは常に存在するというところの視点に立って、なおかつ、こういった福島のような事故を起こさないための規制ということで進めています。

それで、もうこれも政治的にも随分、去年の秋ぐらいには相当せめぎ合いもありましたけれども、再稼働——我々が行う仕事は必要条件であって、それで稼働にするとかどうかということについては、これは事業者と政治と社会との関係で決まるものですということ、一応切り離させていただいています。そういう点で、我々の仕事が進んでいる。そういう枠組みになっているということ、まず御理解いただければありがたいと思います。

それから、ここについては本当に先生方のおっしゃるとおりで、夢中で走っていて、皆さんも、外国人から言わせると、3年とか5年かかることを、そんな1年以内でできるはずがないからやめておけという御忠告も随分受けたのですが、法律の枠組みがあるのでやらなければいけないということで、そういう意味では、多分細かく見ていくといろんなやり方、弱点もあるし、今後直していくということもあるかと思いますが、一応こういう形で今進んできました。

それで、24年度、実際は25年度まで含めて考えますと、これから実質的に私どもの仕事の評価が試されて、現実社会の中で試されていくということになるかと思っています。そういう意味では、私自身は、よく世間から人材が足りないのではないかと、いろんな意味を含めて御意見をいただくのですが、全くそのとおりで、足りないところはたくさんあるわけで、城山先生、飯塚先生からも御指

摘があったように、そういったところについては、決してこの評価の目標の実績値、評価自身は、大体こういうものはこんなふうを書くものですが、内心を申し上げますと、まだまだいっぱい心配なこととか、やるべきことがたくさんあるということだけ、あまりお答えにもなっていない答えですが、そういう状況であります。どうもありがとうございます。

○鈴木座長

ありがとうございました。それでは——はい。

○金子課長

防災課長をしております金子と申します。防災の関係も何人かの先生から御指摘をいただいて、おそらく資料2の中でも、その「(内閣府)」という括弧がありましたように、規制委員会だけが実は仕事をしているわけではなくて、例えば鈴木先生の御指摘にありました、地域の防災計画が実効的になるように応援をする部分というのは、実質的には実は我々(規制庁)職員がやっているのですが、形式的には内閣府の仕事として整理をしてやっているというようなことがございます。

それから、それへの支援をどうするかということで申し上げますと、100億強の予算を用意をしまして、いろいろな資機材を整備するでありますとか、通信網のインフラを維持するでありますとか、そういうような施策も実はやっておりますが、その全体像が実はここに表れておりませんので、そういうことを少し表現の中で工夫をするというようなことを、別のところの御指摘もいただいておりますけれども、少し見えるような形で、その中でこの委員会の仕事というのがどう位置づけられ、それが働いているのかというのをできるようにしたいなど、そういう御指摘として受け止めていきたいと思っております。

○鈴木座長

それでは、時間もございますので、今いろいろいただきました御意見、あるいはいろんなコメントがあったと思います。評価書をまとめていく段階でその辺を生かしていただき、また、もう一度でき上がったものは先生方に目を通していただくようなことが必要に……。

○佐藤課長

はい。

○鈴木座長

では、そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

では、議題の2ということで、平成25年度実施施策の事前分析について、2番目の議題になりますが、事務局のほうから説明をお願いいたします。

○佐藤課長

それでは、続きまして、今度は平成25年、本年度の政策評価の事前分析でございます。いわゆる、

24年度の事後評価、今、御議論をいただきましたけれども、そういったものも踏まえて本年度どうするかということについて、資料3と資料4、それと資料3の参考というのも御用意させていただきました。

まず、資料3を御覧いただきたいのですが、また相変わらず少しわかりづらい様式なのかもしれませんが、こちらの様式で定められております。こちらも、書き方としては、平成24年度の事前分析のときに見ていただいた形式と同じですけれども、まず作りとしては、達成すべき目標、これは三つの大きな柱になっていて、それぞれの柱の中で、今年度の場合はどういう測定指標を設定するのかと。その際の設定の根拠は何であるかというようなことを書き連ねております。それについて御意見を賜ればと思います。

それで、資料3でございますけれども、まず、その資料3の参考を御覧いただきたいと思うのですが、私どもとして、原子力規制庁の資料3の参考の、このA3の横ですけれども、一番左側が原子力規制庁の体制を書いています。総務課から始まって、政策評価・広聴広報課等いろいろ書いています。括弧の中は、定員としてどれだけ職員がいるかということでございます。見ていただくとわかるのですが、一番下の枠のところに「安全規制管理官(262)」ということでございますので、およそ半分の職員は、この安全規制管理官ということございまして、実際に何をやっているかという、審査や検査を担当するのがこの部署でございます。あるいは、地震・津波対策というのをやっております。

その所掌については、その真ん中の欄に書いております。それらの所掌に基づいて、その所掌を、できるだけ所掌の大きな部分を、この測定指標に生かしていきたいということで、ここの所掌の部分に太字で書いてあって、その後ろに(3-4)とか(3-3)とか(3-1)とか書いてありますが、それが一番右の四角の枠になっているところであります。3本の柱に基づいてそれぞれ測定指標を書き連ねているところでございまして、事務局としては、できるだけこうした所掌事務の大宗をカバーできるような形で拾い上げたということを心がけております。

その上で、資料3を見ていただきたいのですが、今回、測定指標としてはいくつか挙げておりますけれども、あるものについては引き続き継続でと。あるものについては、新しく25年度から測定指標として掲げているものはどうでしょうかということでございます。それらについて解説をするものが資料4でございます。資料4が、この「事前分析表のポイント」というタイトルで、それぞれの測定指標がどう変わったのかということ解説するものでございます。

この資料4の、まず2ページ目は、資料3の様式でございます。測定指標があって、達成手段というのがあります。この達成手段というのは基本的に予算の措置でありますので、ここのところは、その予算の費目を事実として淡々と述べているものでございます。

それで、早速その資料4の3ページから、まず、この「施設の安全確保」というものでございます。

測定指標として、平成24年度に掲げたものが、平成25年度、どうしているのかということでございます。順番に簡単に御説明させていただきますと、測定指標として、平成25年度、まず原子力災害特別措置法第10条による通報件数や15条による通報件数、これは引き続き指標として残させていただいております。やはり事故を未然に防止するための各種規制を講ずることは、委員会としての根幹的な本務であるというふうに理解しております。

ただ、その上で、平成25年度からは、一つ項目として新しく、「局所的な影響を伴う事故（INES（国際評価尺度）レベル4以上）の発生件数」というのは、新しく指標として設けさせていただきました。この特別措置法の15条や10条、これらのものという事態には至らないけれども、それよりもやや軽微なところで事故が起きた場合の、そういったものも防いでいってはいかがかということでございます。

それで、INESのレベル4以上というのが書いています。この国際評価指針のレベル4というのは一体どういうものかということですが、そもそもこの国際評価というのは、IAEAとか、そうした国際機関でこういう物差しを決めたものでございまして、それに基づいて各国が運用していくというものでございます。このレベル4というのは何かというと、日本においては、以前、JCO（株）ジェー・シー・オー：ウラン燃料加工施設）で臨界事故がございました。これがこのレベル4に相当しているものでございます。これは、レベル4の位置づけというのは、事業所内では放射線が放出されているけれども、事業所の外への影響というものでは、法令限度を超える程度というようなことと定められておりまして、いわゆる特別措置法の10条とか特別措置法の15条のまだ前の段階ということで、このものを載せているものでございます。そういうことで、新しくこの指標を載せさせていただきました。

それで、それ以降の項目につきましては、25年度も引き続き維持とさせていただいております。やはり新しい規制基準関連のものにつきましては、これは本年度の施行予定ということもございましたので、そもそもが25年度の目標であったということ、平成24年の事前分析から掲載していったということもあり、維持ということなのです。

また、施設に対する審査・検査をしっかりやっていく、あるいは福島第一の監視・評価をしっかりやっていくということも、これも当然のことながら主要な業務でございまして、これはしっかりやっていくという意味で、引き続き指標として載せておきたいと。また、安全研究計画につきましては、これも本年度の策定を目指してございましたので、やはり24年度だけではなくて、25年度までは維持と、指標としては載せておきたいというものでございます。そういう意味で載せさせていただいております。

それで、続きまして、資料3でいうところの2枚目にあります「危機管理体制の整備及び事故時の影

響緩和」につきましては、資料4でいうところの4ページ、5ページ、6ページにあります。こちらの危機管理体制の整備及び事故時の影響緩和につきましては、これはかなり大きく入れかわってございます。これはひとえに24年度が災害対策指針を策定すると、そういうものでございましたけれども、25年度はその次の段階ということで、例えばパワーポイントの資料4の4ページでございますけれども、「原子力災害対策指針に基づく地方公共団体による防災訓練の実施」、あるいは、地方公共団体ではなくて今度は事業者も訓練を行うということでございますので、事業者の訓練評価ガイドラインを策定して、防災訓練を実施するという事。

あるいは、研修につきましても、従来からの、これは24年度もやっておりましたけれども、さらにこうした指針ができ上がった上での防災訓練というようなことも踏まえて、少し再整理をして対象を増やすとか、そうしたものをやっていったりしております。

それでまた、パワーポイントの資料の5ページでございますけれども、それ以外にも、訓練以外にも指針で「緊急被ばく医療体制の検討」というようなことがありまして、これを26年度末までに体制を整備するというようなことを新しく設けてみたり、あるいは、「環境モニタリング結果の解析・公表」ということにつきましては、これはやはり定期的に公表を行う必要があるということ。また、「放射線モニタリング体制の整備」につきましては、モニタリングに関する体制の整備として、25年度末までに、本年度末までに、まずは、マニュアルなどを整備していくということを体制整備として掲げさせていただいております。

また、「モニタリングの実施」ということにつきましても、これは特に避難指示区域の見直しは、本年度まきに見直しがほぼ完了しようとしております。まだ川俣町で一部残っておりますけれども、それももう終わりということもありますので、帰還に向けて、やっぱりモニタリングというのに対する、そういったニーズというのも高うございますので、そうしたモニタリングもしっかりやっていきたいということでございます。

そうしたものを踏まえて、6ページ目でございますけれども、平成24年度に掲げておりました指標については、防災研修の実施回数・参加人数については再整理したということで、先ほど御紹介しましたけれども、指針の策定とかにつきましては、24年度中に目標を達成、あるいは概ね達成したということで、ここでは、もう25年度では削除ということにさせていただいております。

それで、三つ目の柱でございます信頼の確保ということでございます。こちらにつきましても、資料3と4を見ていただきたいのですが、特に資料4のほうで御説明させていただきますと、会議の公開とかホームページの利用のしやすさ、あるいは研修プログラム、国際人材、主要国との取決めなどについては、引き続き継続的に実施していきたいと考えておりますので、これらについては25年度

も引き続きということでございます。

他方で、一つ、項目としては新しく追加ということで、本年度、25年度の4月から、保障措置に関する業務が文部科学省のほうから移管されてきております。この分野についてのやはり指標を一つ設けてはいかがかということございまして、毎年IAEAが保障措置に関して、各国が保障措置を実施している状況について、IAEA自身が報告しております。その中で、いわゆるIAEAの評価として、我が国の全ての核物質が平和的活動の中にとどまっているというような評価を得るということを目指して、これを指標として掲げてはいかがかというふうなことで御提案させていただいているところでございます。

少し駆け足になりましたけれども、私の説明は以上でございます。

○池田長官

保障措置の意味の説明を。

○佐藤課長

はい。それで、保障措置について若干御説明させていただきますと、保障措置というのは、まさに原子力の平和利用の観点から行っているものでございまして、ああいう核兵器に転用できるような放射性物質がしっかりと国内で管理されているかということにつきまして、これについて、従来、文部科学省にありましたけれども、今年の4月から私どもの規制委員会、規制庁の所掌ということになりまして、こういう核兵器への転用、平和利用に限られているということについて確認する業務ということについては、私どもの担当ということでございます。

以上でございます。

○鈴木座長

ありがとうございました。それでは、ただいまの御説明に関しまして、御意見あるいは御質問があるかどうかと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。では、飯塚先生から。

○飯塚委員

先ほどと似たような話になってしまうのですが、資料3を拝見したときに、測定指標というのを見ると、ほとんどが何かを実施すると書いてあるわけで、その右欄の目標というのを見ると、その実施した結果としてどういう状況を求めるとか、どのような実施であるかということについてのことを書いてあるのが随分あります。この目標というのを、ほとんどの場合、その行為そのものが適切かどうかですね。適切性みたいなものを見ようとしている、その適切性の視点のようなものが書いてある。

例えば、資料3の1ページの4、5、6に関して言うと、「事故の教訓」、それから「国際基準等を踏ま

えた」という形容詞句がついているわけだけでも、こういう観点で見たときにできた基準が真っ当かということを見るような視点、これが必要かなと思います。

そう見ていくと、目標に書いてある、もしさりげなくですよ、さりげなく、「このような」という修飾語が書いてあるならば、それが妥当かどうかということを見直されたほうがいいかなと思います。そのようにして見ていくと、実はそれがついていないのがあるのですよ。3ページ、2番目の災害対策のほうを見ますと、測定指標の1、2、3、4というものについては、何かすると書いてあるわけだけど、それが、その結果としてどう有効であったとか、どのような意味でそれが適切であったかに関することが触れられていないのだけでも、これって回数だけでいいのだろうか。そのやっていることの内容の質ですか、それを見なくていいのだろうかということが若干気になります。

それから、災害対策の7番目のモニタリング体制の整備。要するに、「整備する」と書いてあるのですけども、どのようなことを実現できるものかというのを、ターゲットを書いておかないと、整備したところで、それが有効かどうかわからないというのがあると思うのですね。

そういう観点で見ていったときに、最後の信頼性の確保に関して言いますと、例えば3、4、5というのを見ていくと、研修プログラムを策定して運用しますと。その結果、みんなわかったのかとか、能力が上がったのかという観点についてのことが書いてないし、人事交流した効果がなかなか出てこないと思いますけども、どんな状況になることを狙っているのかということが目標の中に書かれていないのだけど、これ、気にしたほうがいいかなというふうに思いました。

それから、この信頼性確保のうちの一番上の1番と2番ですね。これは要するに透明にするということを行っているのだけど、その結果として、本当に信頼されたのか、なりつつあるのかということは何か測る方法ってないのだろうか。これはお金もかかるし、やり方も非常に難しいのだけど、すぐでなくてもいいかもしれないけど、国民が規制庁のさまざまな活動に関してどう評価しているかという、これはもう半ばいろいろ、半々になって非常に厳しい評価になるかもしれないのだけど、それを何かいつかとりたいなという感じがします。私たちは公開しているのだよというだけで、本当にこの信頼性確保についてちゃんとやっているのだと、まともだというふうに言えるかどうか、疑問だなと思ひまして、すぐではないにしろ、考えたいと思ひました。

以上です。

○鈴木座長

では、城山委員。

○城山委員

いくつかの個別的な点でのコメント、感想ですけども、一つは、この発電炉に係る新たな基準の策

定というのは、とりあえず今年度実施するので、とりあえず今年度までですよという話だったんですけども、こういう書き方であればそれでいいと思うのですが、おそらく、先ほどもありましたけれども、サイクルの新基準はまだやっていないということであれば、当然、別途新基準を作らなければいけない話も出てきますし、それから、多分、バックフィットみたいなことを考えると、これは1回の話では済まないわけですね。とりあえず1年で無理して新基準策定をやったことは確かですけども、多分継続的に、あるべき、改定すべき基準というのを見つけて、やっていきますみたいなことを、おそらく今後は評価する何か指標が必要なので、こういう書き方であれば、測定指標は今年度ということでもいいかと思うのですが、今後の指標の書き方というのは考えたほうがいいのかというのが一つ目です。

それから、二つ目ですが、これは防災のところで、指針はできたので、それは削除して、防災訓練を見るということで、これはある意味で防災訓練を見るというのは、先ほどお話のあった実効性を見るための一つの切り口だということだと思うので、多分それはそれでいいのだと思うのですね。多分、防災訓練を見るときも、いくつかの自治体と連携した防災訓練みたいのができているかとか、そういうことも少しどこかで触れられるといいのかなと。

ただ、他方、さっきのお話ですと、多分去年の段階だと、自治体でまだ防災計画ができていないのは、今は4分の3だけど、そんなに行っていないというお話もあったので、自治体が一応自らやっている防災訓練の話を書くのであれば、どこかにやっぱり、その部分で自治体がそもそも防災計画を立てているかみたいなことも、別に触れても悪くはないのかなと、自治事務といえども。というので、そこは少し考えていただくといいのかなと思いました、というのが二つ目です。

それから、三つ目はそれとも関わる点で、私は必ずしも事情をよく把握していませんが、多分重要なのが、緊急被ばくの医療体制の話が触れられていて、これは防災計画と絡んでくるのか、別立てになるのか、そこは私よく事情を理解していませんが、多分、本当にやろうと思うと、これは結構大変な話で、そもそも病院をどこに——事故調査委員会の報告を見ても、病院をどこに立地しなければいけないかとか、あるいは、搬送先をどうするかとか、そういう話も考えなければいけない。やらなければいけないのだけど、これは評価するのがなかなか難しいのかなと思うというのが1点と、ただ、逆に言うと、これはとりあえず、そういう点も踏まえてだと思いますが、25ではなくて、目標年次は26になっているので、ある意味では少し2年ぐらい見ていこうという話なのかなと思うのですが、どのぐらいのレベルの連携体制の構築というのを当面の目標として考えているのかという辺りは、相場感を共有していただけたほうがいいのかというのが3点目です。

それから、4点目は、これは先ほど申し上げた点で、人材育成の点で、やはり今の案は比較的細かい

ところが多いので、採用戦略とまで言わないまでも、少なくとも今年度から自前で採用できるようになったと。何人採れるかは別問題として、やるので、そこをきちっとどうやっていくのかというところのフィロソフィーみたいなものは、やっぱり何かきちっと書くところがあったほうがいいのかなどという気がします。

最後、5点目は、最後に触れられた保障措置の話を、IAEAの報告書における評価というのだけぼんと入れているのですが、これをどこに入れるか、多分苦労したということと思うのですが、これだけ入れるというのでは若干不十分なのかなと思います。

つまり、保障措置で言えば、これはこれで一つの世界なので、安全規制と同じ問題があるわけですよ。国内的な基準体制をどう作るかという話があり、人材育成をどうするかという話がありで、今の三つの柱の中に無理やり入れるのはかなり難しいところがあるというのは理解できるのですが、保障措置を、少なくとも取り込むというのは、これも一つの、この組織を作るときの判断だったので、ある意味では、そういう人たちをどう育成していったら、場合によっては、安全の世界と保障措置の世界を、いい意味での相互補完的な関係にするためにはどうしたらいいのかとか、多分、そういうこともいづれ考えていただく必要があると思うので、何か保障措置に関する項目が多くてもいいのかなどという、あってもいいのかなどという感じがしました。

以上です。

○鈴木座長

いかがでしょう。よろしいですか。

○町委員

何点かあるのですけれども、先ほど長官などからもありました防災計画訓練は自治体が主導ということなのですけれども、やはり福島を教訓を生かすのであれば、置き去りにされてしまった病院がありました。だから、自主避難ができる方たちはいいとして、やはり自分たちが逃げられない——目標の24年度のほうにも書かれていたのですけれども、言葉が配慮にとどまっていたが、やっぱり原発の近くにある高齢者施設だったりとか病院だったり、福島でも自衛隊の救助を待たなければ避難できなかったというのがありますので、自治体レベルで対応できる防災訓練はよしとして、それではない対応も早急にやらなければいけないものに関して、やはり国が関わっていかねばいけないのかなと思いますので、その部分はもしかしたら強調して書かれたほうが、災害弱者と言われる人たちがいつも置き去りにされてしまいますので、その点は目標に盛り込んだほうがいいのかなどと思いました。

あと、もう一つ、先ほどの放射線モニタリング対策官事務所が3カ所という話があったのですけれど

も、やはりこれも人命を守るという意味で、避難するときに、この放射性物質のモニタリングって一番多分、どうやって逃げたらいいかの一番重要な問題になると思いますので、原子力災害対策(2)にモニタリング体制の見直しが盛り込まれているのですけれども、これは対象が、全国でいいですかね。平成26年度末までに体制を構築することを目指すというのは、もちろん対象は全国だと思うのですが、福島も、そのモニタリングポストはあったけれども、結局、ほぼ津波と地震で使えなかったという、それは設備的なものですが、これもどうやら自治体任せみたいな感じとありますので、それは本当に教訓を生かすのであれば、逃げる重要な判断材料になりますので、この点もやっぱり重要なのかなと思いました。

あとは、最後に、緊急被ばく医療体制ですが、これはもともと文科省が研修をやっているのですよね。ですので、人材育成というか、確保の話も幾度も出ていますが、既存にあってやっている、積み重ねているものをいかに生かすかということが一番効率的というか、労力を削減できるポイントなのかなと思いますので、文科省と協力がどれくらいあるのかなというのと、最後に、福島の住民の健康管理に関してなのですが、年次報告書には、国が全員を把握してしっかり記録に残して、国内外に共有とあるのですが、でもまだこれが実はそれぞれ県任せな感じな状況なので、その健康調査だったりするのは、この新しい目標のどこに入るのかなと思って、それが一つ質問です。

以上です。

○鈴木座長

私のほうは、もういろいろと皆さんおっしゃっていただいたように、この総務省の表をベースにして物を考えていくというのは限界がある。やっぱり本来、今年度、来年度ぐらいを、どう、何をするのかという、その先ほどの目標ほうから先にあって、それを具体的な実行計画、事業に落とし込んでいって、それを測るための指標という、そういう順番でしょうけれど、指標が先に出てきてしまうということになると非常にわかりにくい。

私、さっきも御質問させていただいたこと、あるいは、今、町委員からもあったのですが、モニタリングに関連して、除染との関連ですね。除染の効果を本当に追跡しようとする、緻密なモニタリングで全域をカバーして追いかけていくというのは、物すごく住民の方々にとっては頼りになるのですね。そういうところを、どこがおやりになるのか。文科省が今までモニタリングだったので環境省も遠慮してみたいな、それがこちらへ移ってきて、どういうふうにするのか、その辺をうまくすり合わせをしていただけるのか。それはどこかの段階でお考えいただくと大変ありがたいと思うのですが、今、個人モニタリング——何ですか、携帯用のGPSがついたいろんなものだっていっぱいあるわけですし、そういうものを国として組織的に動かすぐらいのことがあってもいいのではないかと。それをやるとした

ら、こちらの方がいいのかなという気もするのですよね。それは話が細かくなり過ぎましたが。

そういうようなことで、それではいろいろいただきました御意見、この資料3のフォーマットを変えるというわけにはいかないのしょうから、これはこれとして、もう少し、どうするのしょうね、わかりやすい書き方をするのか、あるいは、わかりやすい資料を添付するというようなことで、少なくともホームページ、その他に公開されるときも、一般の方々に、これだけぽんと出てくると非常に違和感があると思いますので、その辺を御配慮をお願いしたいと思います。

あと、御質問に何かお答えになることは。

○金子課長

防災課長でございます。複数の先生から、被ばく医療の関係の御指摘をいただいております、これは本格的には、ちょうど25年度から文科省から事業を、それから施策も全部私どものほうに移管になりまして、やる形になっております。その中で、従来の1次、2次、3次といったようなティアを設けて、3次というところは実は広島大学と放射線医学総合研究所だけが中核的なところとして働いていくというようなことになっていたのですけれども、その2カ所だけではどうもなかなか心もとないといういろいろな御指摘もありますので、それで今、体制そのものを検討し直さなければいけない。その中で人材育成をどうするか。結局は、医療の現場が新しくできるわけではございませんので、基本的には災害時医療の体系をいかにそこに、原子力といいましょうか、放射線といいましょうか、そういった視点を加味して対応できる方を増やしていくのか。それから、厚生労働省さんの施策で、災害時の医療派遣チーム、DMATと呼ばれている仕組みがありますけれども、そういったものも活用しながら、そこに放射線の視点をアドオンする形で、放射線事故の際の緊急派遣チームみたいなものを作っていくというようなことを実は考えてございます。

したがって、全ての御指摘いただいたようなことというのは、実はこの「緊急被ばく医療体制の検討」という一言の中に盛り込まれてしまっているのですけれども、その中身が少しわかるように、この測定指標の選定理由なり、選定の根拠としたほうがいいのか、目標の中に入れたほうがいいのか、ありますけれども、少し書いていきたいと思っております。

それから、先ほど町先生から、文科省との連携というお言葉もいただきましたけれども、そういう意味では、全部私どもがここは責任を持ってやるような形の政策体系になっているというところがございます。

あと、避難とか、あるいは地域防災計画の準備状況とか、少し従来の観点からの対応もあったほうがいいのかというのは、また検討をさせていただいて、どう立てたらいいかというのは検討をしていきたいと思っております。

○鈴木座長

どうぞ。

○室石課長

監視情報課長の室石でございますが、町先生のほうから、健康管理調査がどこにという御質問がございました。24年度のほうでは、提言をしたということを書かせていただいております。ただ、健康管理調査の実施主体そのものが、福島県であり、所管としては環境省になるという関係から、そのことについての25年度分の項目を書くことができませんで、実際には、提言を出したことに對してフォローアップは当然していくというつもりですけれども、指標として、あるいは、その成果をどう書くかという点では、この様式ではなかなか書けなかったということでございます。

○池田長官

よろしいですか。

○鈴木座長

どうぞ。

○池田長官

防災訓練の関係で、国がもっと関与をするべきではないかというお話があったのですけれども、総合防災訓練というのを予定しております。これは国が主導という形で検討をともにやると、そういうものも、当然毎年やるという、そういう構想で進んでおります。

それから、除染とモニタリングの関係のお話があったのですけれども、今回、御指摘のとおり、私どもの所掌になってまいりましたので、モニタリングの情勢・状況については常に環境省のほうには説明はしております。なお、ちなみに環境省のほうは除染をやっておりますので、除染に伴う細かなモニタリングといえますか、そういう調査ですね、それは環境省のほうでも随時実施はしておるのが現状でございます。

それから、飯塚先生のお話で、目標について妥当かどうかという視点がない、あるいはターゲットがないものがある、こういうことでございます。これについては、確かに、もう一回、書き方について見直しをしてみたいと思っております。

以上でございます。

○鈴木座長

では、いろいろいただきました御意見を取り込んでいただいて、この資料3、なかなか、資料3という形が先にあるものですから非常にやりにくいというのがあって、その辺も含めて、お考えいただくということで、総務省に対しては、これを修正する形でお出しいただければよろしいかと思っております。

が、よろしくお願いいたします。

大体、以上で予定された議題の1と2は終了ということになりますが、そのほかに事務局のほうから何かございますか。よろしいですか。

○佐藤課長

また改めて御連絡を差し上げたいと思います。

○鈴木座長

はい。また評価ということになると、この資料3に基づいた評価をするという、これを繰り返すと何ともしんどいような気がします。いろいろとアップグレードしていただければと思います。

では、本日のところはこの時点で、第2回の政策評価懇談会を終了させていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

以上